

まちづくりのルールについて
考えてみませんか

第1回 タウンミーティングを開催

～市民活動が拓くまちづくり～

【問】企画政策課 ☎(28)8952

(仮称)自治基本条例の制定に向け、公募市民による「自治基本条例(仮称)を考える会」の委員の皆さんが、条例の基本的な考え方を提言するため、検討を重ねてきました。提言内容の素案がまとまったため、タウンミーティングを開催し、市民の皆さんの意見をお聞きます。

第1回のテーマは「市民活動が拓くまちづくり」です。ぜひ参加して、まちづくりの基本的なルールについて、委員とともに考えてみませんか。

- ▼日 時／11月30日(日) 午後2時～4時
- ▼会 場／一宮地場産業ファッションデザインセンター
- ▼内 容／提言の素案の説明、市民活動などについて委員との意見交換
- ▼申し込み／当日直接会場



まちづくりのルール

市民の役割

自治基本条例って？

まちづくりを進める上での、基本的な仕組みやルールを示したものです。目指すべきまちとなるための市民・議会・行政の役割などを定めています。

市民意見提出制度

市民の皆さんから意見を募集し、寄せられた意見を参考にして最終案を決定するとともに、寄せられた意見への市の考え方を公表します。素案は市ホームページ、市資料コーナー（一宮・尾西・木曾川庁舎1階）などで募集期間中閲覧できます。

意見募集 リサイクルセンター整備基本計画

【問】施設管理課 ☎(45)7004

粗大ごみ処理施設は昭和63年に建設され、老朽化が進んでいます。施設の建て替えに合わせて、旧2市1町の合併に伴う処理施設の集約を図るため、新たにリサイクルセンターを整備することとし、基本計画の素案を作成しました。

- ▼募集期間／11月4日(火)～12月3日(水)(必着)
- ▼提出方法／持参または郵送(〒491-0201 奥町字六丁山52 環境センター内施設管理課)・ファクス (FAX45-0923)・電子メール (skanri@city.ichinomiya.lg.jp)

総合治水計画を策定

【問】治水課 ☎(28)8642

市では浸水被害を減らすため、10月に一宮市総合治水計画を策定しました。近年の度重なる集中豪雨による水害を軽減させるため、治水安全度の低い地区(重点地区)を中心に、河川改修・雨水貯留施設の整備などを進めていきます。

計画は市ホームページ、市資料コーナー（一宮・尾西・木曾川庁舎1階）、市立図書館で閲覧できます。なお市民意見提出制度で意見を募集したところ、21件の意見があり、寄せられた意見に対する市の考え方も閲覧できます。

安全なまちづくり条例 最終案を公表

【問】地域ふれあい課 ☎(28)8955

意見を募集したところ、2件の意見がありました。最終案は11月25日(火)から市ホームページ、市資料コーナー（一宮・尾西・木曾川庁舎1階）で閲覧できます。なお意見に対する市の考え方も閲覧できます。この最終案を12月議会に提出します。

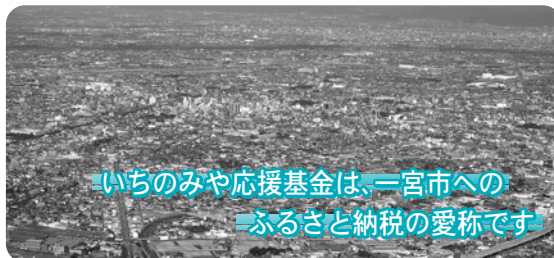
いちのみや 応援基金

— がんばる一宮をご支援ください —

一宮市は、木曾川がはぐくんだ豊かな自然や、これまで蓄積された歴史・文化を礎に、安心・元気・協働の基本理念のもと、「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」を将来像に、まちづくりを進めています。

このまちづくりに、市民の皆さんをはじめとして、一宮市に縁のある方々にも寄付（ふるさと納税）によりご協力をいただくため、「いちのみや応援基金」を10月に創設しました。

基金にいただいた寄付金は、第6次一宮市総合計画に示された7つの礎である「保健・医療と福祉の充実」「生活環境の整備」「産業の振興」「教育・文化の振興」「都市基盤の整備」「住民参加・コミュニティ活動の推進」「行財政基盤の強化」の各分野の事業に活用させていただきます。



今年12月までに「いちのみや応援基金」にお寄せいただいた寄付金については、確定申告などを行うことにより、今年の所得税と来年度の市県民税が軽減されます。詳しくは、寄付金の申し込みについては行政課、寄付金の申告については市民税課（☎(28)8963）へお尋ねください。

【問】行政課 ☎(28)8956

簡易耐震改修工事補助制度

耐震改修工事に新たな補助制度

市では大規模地震に備え、新たに簡易耐震改修工事補助制度を始めました。補助を受けるには、事前に市の無料耐震診断を受ける必要があります。希望する方は建築指導課へ電話、または一宮・尾西・木曾川庁舎、出張所などで配布する耐震診断申込書に記入し、ご提出ください。

- ▼対象住宅／昭和56年以前に着工され、65歳以上の方が住む木造住宅
- ▼対象工事／市の無料耐震診断で、評点0.7未満と判定された住宅を評点0.7以上にする工事
- ▼補助限度額／30万円
- ▼その他／評点1.0以上にする工事（年齢要件なし）への耐震改修工事補助制度も実施中

悪質業者に注意！

市の診断員を装った悪質業者に、お気を付けください。不審な場合は、身分証明書の提示をお求めください。

【問】建築指導課 ☎(28)8644

災害の被害情報や問い合わせは 災害対策本部へ

市では、台風・大雨・地震などの大規模災害が発生した、または発生する恐れがある場合は、消防本部に災害対策本部を設置します。

河川のはんらん、家屋の浸水・倒壊などの被害情報や、問い合わせがある場合は、災害対策本部へご連絡ください。

災害対策本部 ☎(72)1330

災害対策本部を設置していない時は、行政課危機管理室へご連絡ください。

あんしん・防災ねっとに登録を

災害対策本部の設置・廃止や避難勧告などの緊急情報を、登録した方の携帯電話に電子メールでお知らせします。次のアドレスに接続して、「災害時緊急メール」からご登録ください。

あんしん・防災ねっとのアドレス
<http://www.anshin-bousai.net/ichinomiya>

【問】行政課危機管理室 ☎(28)8959